

堺市職員措置請求書

市長に対し、堺市堺区中瓦町 2 丁 3 番 26 号前路上に設置された大小路第 1 号指定喫煙所を撤去させる措置を講ずることを請求する。

1 請求の要旨

(1) 市長は、2021 年 1 月 13 日、大小路第 1 号指定喫煙所の移設について決裁した（[甲 1](#)）うえ、2021 年 1 月 29 日、移設先を大小路第 1 号指定喫煙所に指定して（[堺市告示第 38 号。甲 2](#)）、堺市堺区中瓦町 2 丁 3 番 26 号前の市道大小路線の歩道上に[大小路第 1 号指定喫煙所](#)（以下、「本件喫煙所」という。）を設置した。

この設置は、[堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例](#)（以下、「安全まちづくり条例」）21 条 1 項による喫煙所の指定に基づいてなされたものであるが、以下に述べるとおり、上記喫煙所の指定は安全まちづくり条例に違反し、またはきわめて不当であり、このような違法または不当な指定を前提として市道の一部に喫煙所を設置したことは、市が管理する財産である市道の違法または不当な管理にあたる。

また、設置された喫煙所の設備および状況に照らすと、付近を通行する者に受動喫煙を強いるものとなっており、安全まちづくり条例に違反する違法があり、またはきわめて不当である。このような違法または不当な設備を市道の一部に設置したことは、市が管理する財産である市道の違法または不当な管理にあたる。

(2) 喫煙所指定の違法

ア 安全まちづくり条例 20 条は、市長は、公共の場所のうち、他人の身体を害するおそれのある喫煙の防止及び環境美化の促進を図るため特に必要があると認める区域を、路上喫煙等禁止区域に指定することができる旨定めており、これに基づき、2010 年 4 月、堺東駅前広場～堺市役所周辺～大小路筋～堺駅前（西・東）広場が路上喫煙等禁止区域に指定された（[甲 3](#)）。本件設置場所は、この路上喫煙等禁止区域のなかにある。

一方、安全まちづくり条例 21 条 1 項は、何人も、路上喫煙等禁止区域において、喫煙をしてはならない旨定めるとともに、市長が喫煙所として指定する場所において喫煙する場合はこの限りでない（21 条 1 項）と定め、市長に喫煙所を指定する権限を与えている。市長は、これに基づき、2021 年 1 月 29 日、本件喫煙所の設置場所を大小路第 1 指定喫煙所に指定した（[堺市告示第 38 号。甲 2](#)）。

しかしながら、以下に述べるとおり、この指定は、市長に与えられた裁量の範囲を逸脱したものであって、安全まちづくり条例に違反し、違法である。

イ 安全まちづくり条例が路上喫煙等を禁止する趣旨は、道路や公園などの公共の場所での喫煙は他人の体や衣服にタバコの火があたってしまうことがあること、歩行しながらの喫煙は周辺の歩行者にタバコの煙を吸わせることになり（受動喫煙）、健康への影響があること、まちに散乱しているごみは、タバコの吸い殻が目立ち、そのほとんどが路上喫煙によるものと考えられ、タバコの火の不始末は火災にもつながることから、まわりの人に危険を及ぼすおそれのある路上喫煙等を防止するとされている（[甲 4](#)）。このうち、受動喫煙については、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因となり、日本では、受動喫煙が原因で年間 1 万 5 千人が死亡していると考えられている（[甲 5](#)）ことから、路上喫煙等防止の重要な目的とされているものと考えられる。

この趣旨に照らすならば、路上喫煙等禁止区域に喫煙所を設置することによって、そこからタバコの煙が漏れ出て、周囲の歩行者等がこれを吸引するような事態が生じるならば、条例が路上喫煙等を禁止する意味を失い、その趣旨が実現できなくなるのであるから、喫煙所の指定は、市長の自由な裁量に委ねられるのではなく、このような受動喫煙防止等の路上喫煙等禁止の趣旨に合致するようにしなければならないことを義務付けているものと解すべきである。こうした路上喫煙等禁止の趣旨に合致するような喫煙所としては、周囲を通行する者がいない場所や、排気設備等によってタバコの煙が周囲の通行人等に影響を及ぼさないように排出される専用設備等が考えられる。

しかし、このような受動喫煙を防止することができるような場所ではなく、喫煙所の設置によって周囲の通行人等に受動喫煙を強いることとなるような場所が喫煙所に指定がなされた場合は、上記の義務に違反し、また、市長に与えられた裁量の範囲を逸脱したものとして、違法となるものと解すべきである。

ウ 本件において喫煙所として指定された場所は、市道大小路線の堺東駅南口交差点の西約40mのところの歩道上に位置し、堺東銀座通り商店街のアーケードの出口を出たところにある。近隣には、上記商店街のほか、堺市役所、税務署、ハローワーク、法務局等の官公庁が存在し、またバスの停留所もあって、堺東駅前の交差点に近いことから、昼夜を問わず、人通りが多い(甲6、ローソン前に喫煙所を設置指定)。また、本件喫煙所の前には、ベンチが設置されている。

したがって、このような場所に喫煙所を設置するならば、そこから漏れ出すタバコの煙によって、周辺を通行する多数の通行人(商店街を出入りする者を含む。)やベンチを利用する者、本件喫煙所の北側の商店の利用者、さらには、本件喫煙所から立ち上る煙が漂うことにより、近隣のビルの2階以上の部分にいる者等にタバコの煙を吸わせる結果となり、受動喫煙防止の趣旨が実現できなくなることは明らかである。現に、本件喫煙所においては、大量のタバコの煙が周囲に漏れ出ており、付近の通行者等は、これを吸引することを強いられ、受動喫煙の被害を被っている。

このように、本件喫煙所の設置場所は、周囲の通行人等に受動喫煙の被害を生じさせるものであることが明らかであり、この場所を喫煙所に指定した市長の処分は、安全まちづくり条例に違反する。したがって、この喫煙所に指定に基づく本件喫煙所の設置は違法というほかない。

また、仮に違法と認めないとしても、安全まちづくり条例の路上喫煙等禁止の趣旨に反し、不当であることは明らかである。

(3) 喫煙所の設備の条例違反

ア また、本件喫煙所は、タバコの煙が周囲に漏れ出すことを防ぐことができない構造になっており、付近を通行する者に受動喫煙を強いる

ものとなっている。このような設備の本件喫煙所の設置は、安全まちづくり条例に違反する違法がある。

イ すなわち、安全まちづくり条例は、路上喫煙等禁止区域にあっても指定喫煙所においては喫煙が認められている（21条1項）が、それによって路上喫煙等防止の趣旨が失われるような場合にまで指定喫煙所における喫煙を認める趣旨ではないと解すべきである。そのように解しないと、同条例が路上喫煙等禁止区域における喫煙を禁止した意味が失われるからである。

そして、路上喫煙等防止の趣旨は、前記(2)イで述べたとおりであり、他人の身体等への被害や受動喫煙等まわりの人に及ぼす危険を防止することにあるのであるから、喫煙所の指定に基づいて設置される喫煙所は、それによって受動喫煙を生じさせない位置に設置するとともに、その構造においても受動喫煙を生じさせないものにしなければならないことが求められ、喫煙所の周囲に煙を蔓延させ、これによる受動喫煙を生じさせるような設備であるときは、上記路上喫煙等防止の趣旨に反し、安全まちづくり条例 21 条 1 項の求める喫煙所としての要件を満たさず、違法になると解すべきである。

また、市長が喫煙のための施設を設置する場合は、その位置および構造の決定において裁量が認められるものと考えられるが、その場合も、設置された施設が受動喫煙を生じさせ、路上喫煙等防止の趣旨に反するようなものであるときは、裁量の範囲を逸脱したものとして、違法となるというべきである。

ウ 本件喫煙所は、壁によって囲まれているものの、排気設備はまったくなく、上部と下部に開口部から煙が自然に流れ出るに任せる構造にある（甲7）。そして、この部分から漏れ出た煙は、周囲の道路上（歩道を含む）を漂うこととなり、前記(2)ウで述べたように、ここを通る通行人等が煙を吸い込むことを防ぐことができず、これらの通行人等に受動喫煙を強いる結果となっている。

このように、本件喫煙所はその構造からして周囲の歩行者等に受動喫煙を強いるものとなっており、安全まちづくり条例が路上喫煙等防止を定めた趣旨を完全に没却するものであって、その設置は同条例 21

条1項に違反し、また、市長に与えられた裁量を逸脱したものとして、違法であるというべきである。

また、仮に違法と認めないとしても、安全まちづくり条例の路上喫煙等禁止の趣旨に反し、不当であることは明らかである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件喫煙所の設置は、その前提となった喫煙所の指定が違法または不当であるとともに、その設置および維持は違法または不当であり、このような違法または不当な設備を市道に設置し、これを維持していることは、市が管理する財産である市道の違法または不当な管理にあたる。

よって、市長に対し、上記指定喫煙所を撤去させる措置をとることを求める。

2 請求者

住 所 堺市南区庭代台四丁2番3号

氏 名 野 上 浩 志

職 業 一般社団法人日本禁煙学会・理事、子どもに無煙環境を推進協議会・代表理事

住 所 堺市堺区南花田口町二丁3番20号 三共堺東ビル3階
弁護士法人シヴィル法律事務所

氏 名 上記代理人 弁護士 谷 英 樹

地方自治法242条2項の規定により、事実を証明する書面を添えて、必要な措置を請求します。

2021年3月30日

堺市監査委員 様

参考：2021.01.27 [堺市の指定喫煙所の設置中止の住民監査請求書](#)